

# 平成31年4月、森林経営管理制度がスタートしました

～森林所有者は森林の適切な経営管理を行わなければなりません～

## 森林経営管理制度とは

現在、森林組合等が森林経営計画を作成して、森林整備を積極的に行っています。しかし、管理されていない森林も少なくありません。

このため、森林の経営や管理が行われていない「人工林」について（図1参照）、「市町村」が仲介役となり森林所有者と担い手

（森林組合等）を繋ぎ、森林の整備を進めていく「森林経営管理制度」がスタートしました。（図2参照）

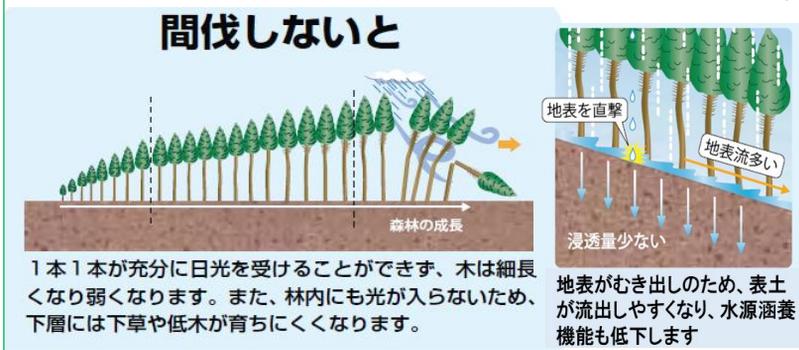
この制度では、森林所有者の意向を聞いて、市町村に委託された森林について大きく2つの管理を行います。

1つは、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託して管理します。もう1つは、林業経営に適さない森林を市町村が自ら管理（森林整備等）していきます。

## 森林は適切な手入れが必要です。

手入れが実施されないと森林の働きが損なわれます。

図1



## 適切に経営管理を実施していない森林について市町村が仲介



## 木曽地域の森林経営管理制度の実施

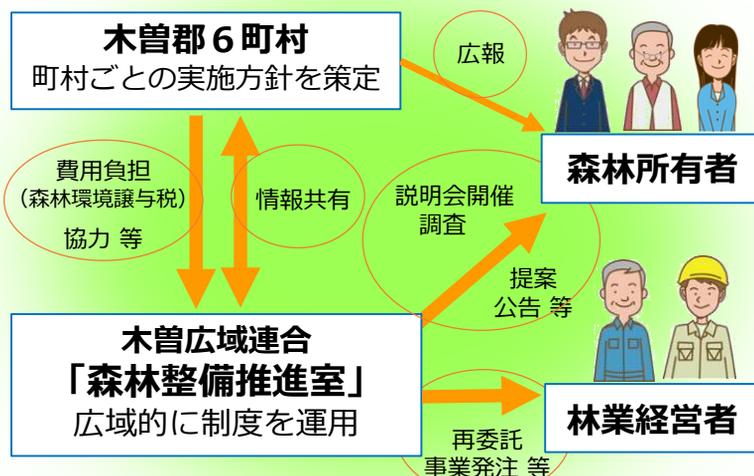
令和2年4月、木曽広域連合に新たな部署ができます

木曽郡内6町村では、職員が他の業務と兼務で林務業務を担当しており、人員・専門人材ともに不足している状況です。このため、制度の運用を広域的に連携してできないかと検討を重ねてきました。

その結果、木曽広域連合に専門的な技術や知識を集め、新たに「森林整備推進室」を設置して制度を推進していくことになりました。

4月以降、各町村が策定した実施方針に沿って、順次森林所有者の意向調査等を行い、森林経営管理制度に基づく森林整備を進めます。

## 木曽地域の制度運用イメージ



# 市民タイムス 木曾

発行所/市民タイムス:本社/〒390-8539松本市大字島立800番地  
TEL (0263) / 受付47-7777 編集47-7774 広告48-2000 販売47-4755 ©市民タイムス2020年  
FAX (0263) / 受付48-2422 編集47-1654 広告47-8585 販売48-2422 支社/安曇野・塩尻 支局/長野・木曾

木曾支局/〒397-0001木曾町福島5829-1  
TEL (0264) 21-2155 FAX (0264) 24-2144

（1）令和2年(2020年)2月28日 金曜日

## 森林整備推進室を新設へ

経営管理の  
新制度運用 **6町村の共通事務担う**

### 木曾広域連合

木曾広域連合は、林所有者の意向を確認し、林業経営者に経営管理を委託したり、林業経営に適さない森林を管理したりする。新設された森林環境譲与税が財源となる。

「森林整備推進室」を連合議会2月定例会に提出し、可決された。

設置する準備を進めて、本年度開始した。今後、6町村議会の3月定例会でも必要な手続を進める。

国の森林経営管理制度で、郡内6町村に共通する事務を担い、制度を運用する。県による、市町村が広域連合を使って森林経営管理が主眼だ。市町村が森

林所有者の意向を確認し、林業経営者に経営管理を委託したり、林業経営に適さない森林を管理したりする。新設された森林環境譲与税が財源となる。

木曾郡では本年度、6町村と広域連合、県などが制度運用のあり方を議論し、共通事務を効率的・専門的に進めるために広域連合に組織を共同設置する方

向を決めた。推進室は、県と町村の派遣職員、広域連合職員の計4人体制で事務に当たる。制度の対象となる森林や所有者のデータ管理、森林所有者の意向確認、経営管理の受託業務などを手掛ける。